

教育委員会 平成28年度5月定例会会議録

- 日時 平成28年5月18日（水）
9時30分開会、10時56分閉会
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 4人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 平成28年度市立小・中学校学級編制について

イ 平成27年度鎌倉市教育センター相談室利用状況について

ウ 行事予定（平成28年5月18日～平成28年6月30日）

日程2 請願第1号 「特別の教科 道徳」についての請願

日程3 議案第7号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程4 議案第8号 国指定史跡永福寺跡条例の一部改正の申し出について

日程5 議案第9号 教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境内）

日程6 議案第10号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

日程7 議案第11号 平成28年度 歴史まちづくり推進担当 工事年間計画について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。後ほど日程の7「平成28年度歴史まちづくり推進担当の工事年間計画について」があるが、この件について事務局から市長部局の歴史まちづくり推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させているのでご承知おきいただきたい。

では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

下平委員長

私ども教育委員みんなで、前回の教育委員会終了後に永福寺跡の視察に伺わせていただいた。気候も非常によくなるし、まさにオープンして多くの市民の方々にお越しいただきたいと思うし、本当にここまでの長きにわたり担当してくださった皆様方のご苦勞であるとか、そして、今もまだ継続している整備であるとか、それに関して本当に心から感謝申し上げたいと思った。今後も事故なく、そして、市民の方々、多くの方がそろって楽しめる場になればと本当に心から思っている。引き続きよろしくお願ひ申し上げる。

来週、5月27日に関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会があるが、この研修会にも私ども教育委員で参加してまいるので、また、次回ご報告などできるかと思っている。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

学校関係だけになってしまうが、中学校は先週の土日に体育祭が始まり、そして修学旅行、キャンプ等が始まるころである。来月にかけて、小学校も6月1日から日光に修学旅行に行くということで、1学期の大きな行事がこの5月、6月に集中しているので、事故等なく、子どもたちが楽しく活動していただければと思っている。

下平委員長

体育祭、それから修学旅行等もどうか無事で、他の先生方にもくれぐれもよろしくお伝えいただきたい。

品川で中学生の衝撃的な事件もあったが、あのようなことは割と連鎖しやすいので、改めて学校でも命の尊さなど、そういうことについて伝えていただけたらありがたいと思っているし、願っている。

(3) 部長報告

文化財部長

私からは1点報告をさせていただきたい。3月の定例会において、日本遺産について、「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～ということで、歴まち担当で申請をさせていただいていると報告したが、新聞報道等でご承知のとおり、4月19日に文化庁において開かれた日本遺産審査委員会において、「いざ、鎌倉」が日本遺産の認定になった。神奈川県においては、他に伊勢原市の大山、それから横須賀市が広島県の呉、それから長崎県の佐世保、京都府の舞鶴と連動して認定になっている。今回、全国で認定を受けた19件のうちの1件ということである。

今後、この日本遺産に認定されると国から補助金が出るので、情報発信に係る補助事業を組んで、さらには事業を実施する組織としての協議会及び環境団体等を設置して、事業に取り組んでまいりたいと考えている。

(4) 課長等報告

ア 平成28年度市立小・中学校学級編制について

下平委員長

まず、報告事項のア「平成28年度市立小・中学校学級編制について」報告をお願いしたい。

学務課担当課長

平成28年5月1日現在の小・中学校児童・生徒数及び学級数についてご報告する。

議案集は2ページ、「小・中学校児童・生徒数及び学級数【標準学級】」の表をご覧ください。

この表は、小学校1年生が1学級35人、小学校2年生から中学校3年生までが1学級40人を標準とした学級編制である標準学級数を記載しており、この学級数を神奈川県教育委員会に報告している。その概要である。小学校については、普通学級7,853人、243学級、特別支援学級94人、23学級、合計すると7,947人、266学級となっている。

これは、前年の5月1日と比較すると、普通学級で123人の減、4学級の減、特別支援学級9人の増、学級の増減はない。合計すると114人の減、4学級の減となっている。

また、中学校については、普通学級3,436人、99学級、特別支援学級68人、18学級、合計すると3,504人、117学級となっている。これも、同様に、前年度の5月1日と比較すると、普通学級で37人の増、学級の増減はない。特別支援学級で2人の増、学級の増減はない。合計すると39人の増、学級の増減がなしとなっている。

続いて、実際の学級編制の状況についてご報告する。

議案集3ページの「小・中学校児童・生徒数及び学級数【実学級：少人数学級を含む】」をご覧ください。

この表では、普通学級の小学校2年生において35人以下の少人数学級編制とした6つの学級、また、2年生以外の網掛け部分であるが、3年生から6年生の13学級、及び中学校3年生の1学級において、少人数研究指定として標準学級数より1学級多い学級数となっている。

また、この表に記載している実学級では、先にご説明した標準学級に対し、小学校で19学級の増、合計すると262学級、中学校で1学級増の合計100学級となっている。

なお、実学級における昨年度との比較では、小学校で1学級の減、中学校では学級の増減はない。

質問・意見

山田委員

ただいまご報告いただいた3ページの少人数学級について、その成果をどのようにご覧になっているのか、例えばいつからいつまで少人数学級を設定して、どの時点で、そ

の効果を測ったり、発表をされたりしているのか教えていただきたい。

学務課担当課長

この少人数学級編制の成果については、期間としては今年度いっぱい少人数学級で学級経営を行っている。そして、その研究の成果については、年度末に各学校から成果と課題についてご報告をいただき、それを県教育委員会に報告している。各学校とも、少人数で学級経営をしていくことによって、非常にきめ細かい指導ができて、集中して子どもたちが学習に取り組める、あるいは児童生徒指導の面においても、一人ひとりをしっかりで見取ることができて、効果が上がっているという報告を得ている。また、学級懇談会あるいは学校説明会において、保護者にも説明をし、保護者からも非常に好評であると聞いている。

山田委員

その県に発表される内容は、私たちにも後日にでも教えていただけるのか。よいことはたくさんあると思うが、何か少人数になることによって弊害というかデメリットもあるのであれば、そのときで結構であるので、教えていただければと思う。

学務課担当課長

それは各学校から報告書をいただいたものをお見せして、報告することはできると思う。

教育部次長

少人数の現状として、少人数の研究で学級数を増やすときに、教員の数が一人増えるということではなしでやっている。どういうことかということ、小学校・中学校それぞれ、教員の定数配置があり、学級数プラスアルファで、例えば専科の先生、音楽専科であるとか、理科専科、それから神奈川県独自の加配という形で、TTであるとか少人数指導ということで、そういう形で加配されている先生を担任にするので、場合によっては、先ほど申した専科であるとか、あるいは少人数、TTというのが、鎌倉市は2年生に対しては独自で非常勤講師をつけているが、正規の先生ではなくて、非常勤の先生であるとか、時間に制限のある先生を配置せざるを得なくなるのが、デメリットと言えばデメリットになるかなと思っている。

(報告事項アは了承された)

イ 平成27年度鎌倉市教育センター相談室利用状況について

下平委員長

次に、報告事項のイ「平成27年度鎌倉市教育センター相談室利用状況について」、報告をお願いします。

教育センター所長

議案集4ページ、平成27年度相談室利用状況について、5ページ、資料「平成27年度教育センター相談室 利用状況（年間）」をご覧ください。

表1は、左側の表が平成27年度の相談人数、右側の表が相談件数をまとめたものである。それらを円グラフにしたものがグラフ1・2で、グラフ1は「内容別」に、グラフ2は「学職等別」に表したものである。

それでは、表1をご覧ください。合計欄の記載のように、平成27年度の相談人数は286人、相談件数は2,442件であった。相談内容については、「不登校等」、これは不登校と登校しぶりとひきこもりを合わせたものであるが、相談人数94人、相談件数999件で、ともに一番多くなっている。

学職等別の内訳を見ると、相談人数については、小学生144人、中学生107人で、相談件数は、小学生1,152件、中学生1,035件となっている。

6ページ、表2をご覧ください。左側が内容別相談人数、右側が内容別相談件数の年度別状況をまとめたものである。グラフ3はそれを棒グラフで表したもので、折れ線は合計数の変化を表している。

表2、左側の内容別相談人数の合計のここ数年の経年変化を見ると、平成26年度は322人と1割ほど多かったが、それ以外は300人弱で推移している。

相談件数の合計では、平成25年度の件数が突出しているが、はっきりした傾向は認められない。相談内容については、「不登校等」が相談人数及び相談件数ともにどの年においても最も多くなっている。

また、平成27年度で特徴的なのは、「家族養育等」が、人数で前年度から12人増、件数で193件増加していることである。これは親子関係、生活習慣、しつけ等に関する保護者の不安を反映していることが理由として考えられる。

いじめについては、平成25年度だけ相談件数が突出している。これは、その年に、「いじめ防止対策推進法」が施行され、社会のいじめに対する関心が高まり、その傾向が本市においても表れたのではないかと分析している。

表3は学職別の相談人数と相談件数の年度別の変化をまとめたもので、グラフ4はそれを折れ線グラフで表したものである。学職別相談人数では、平成26年度に中学生の相談人数が前年度に比べて急増したことを除いては、はっきりした傾向は認められない。

7ページから9ページについては、本4月定例会で報告した平成27年度教育センター相談室利用状況の4月から1月までの数値に2月、3月分の数値を追記したものである。

相談の背景や支援の内容が複雑化、多様化するケースが増加する中、平成28年度は、教育相談員及びスクールカウンセラーの小学校への定期派遣を実施することとしている。県のスクールソーシャルワーカーの配置も始まった。さらに相談機能の充実ときめ細かな相談支援ができるよう取り組んでまいりたい。

質問・意見

山田委員

5ページにある家族養育のご相談が増えているという点は、この相談者は児童生徒、

それから保護者がまざっているという理解でよろしいか。保護者の方が多いのか。相談に来られるならまだよいが、本当に潜在的に問題があるときは、ここにも出てこないのかなと思うので、それは予測しづらいと思うが、相談もなしに問題であると思われる状態が果たして、推測でも結構なので、どのぐらいあるのか。例えばよく報道で、子どもだけが置き去りにされた家庭で万引きしたり、あるいは衰弱していたり、非常に心配な家庭もあって、そういったことは鎌倉市ではどうなのか、報道を見て考えていた。

あと、家族養育が結構増えたとおっしゃっていたと思う。背景はわからないとおっしゃっていた気がするが、そのことについてはどうか。

下平委員長

総合教育会議等でも重要なポイントかと思う。

教育センター所長

養育に関する相談は、子ども自身が多いのか、保護者が多いのかいうことは、保護者の方からの相談が多いと数字上は見えている。

それから、傾向として家族養育等が増えている。当センターの相談員も件数だけでなく実感として、受けている内容からも、ご家族、保護者の方のご不安が最近強い傾向があると異口同音に言っている。我々はこういうことが理由で増えているのではないかと考えている。

あと、潜在的なというのは難しいご質問で、本年度より当センターの相談員が月に一度、小学校に出かけて相談を受ける、それからスクールカウンセラーは今まで中学校に置いていたのを、月に一度、半日だけ、各小学校に定期派遣をする。今まで敷居が若干高いかな、中学校まで行くほどではない、相談室に電話するほどではないが、自分の子どもが通っている小学校だったら行ってみようかな、相談してみようかなという方には、相談しやすくなるかなということで、そういう事業を始めた。

早速その効果、小学校でスクールカウンセラー、相談員に対して相談の予約が入って既に相談を開始しているという報告を受けている。

それから、相談はかかってこないが、心配なご家庭にはこども相談課等と相談室が定期的に受理・援助方針決定会議に参加して、情報交換、情報を共有させていただきながら対応しているところである。

朝比奈委員

今のお話を伺っていると、データ上で件数や人数が増えるということは悲観的なことばかりではなくて、かえって気持ちをさらけ出すことができ、受け入れる側も綿密になってきているという意味では、効果が出ていると言えるのかなと思う。

下平委員長

いろいろな方法で広報活動が行き届いて、生徒たちに身近になっているということはよいことであると思う。

齋藤委員

私も同じように、相談をしやすくなっていることは非常によい傾向で、数は増えていても、それだけに心の中で抱えてしまって苦しんでいる人が少なくなっているのではないかと感じる。保護者の声の中で、気軽に相談しに行くとよいよ、例えば親と親がこんなことを悩んでいるんだとしゃべったときに、こういうところがあったり、何々先生がいらしているでしょ、その方ともっと気楽に話ができるから、そこに相談されたらどうかという意見を、町中でみんなで声をかけ合えるようにできたということかなと思う。受け入れ体制は大変であるが、非常によい効果を出してくださっているのではないかなと思う。期待したいと思う。

下平委員長

今、経済的にも社会全体が厳しくなっているので、大人たちもいろいろな意味で苦しんでいる人たちが増えているから、当然生徒たちにも影響を及ぼすことになる。今、所長がおっしゃってくださったように、積極的に相談員の方々を派遣して、身近な存在であることが大事だし、いつも見てくださっている先生たちも直感というのか、何か様子が変わったらきちんと連絡がとれる、学校内で共有できる、また、センターにも連絡が来る、そういう体制が非常に重要なかなと思っている。

あと一つ、守秘義務もあるので公開できることではないと思うが、不登校は一つの事態であって、不登校の背景に家庭の問題があるのか、いじめがあるから不登校になっているのか、学習についていけないから不登校になっているのか、その事情はさまざまだと思う。この不登校がいろいろなところで分かれることになるので、そのあたりの不登校になっている直接の原因が何なのか、人それぞれ違うと思うので、今後伺うときがあるかもしれないので、そのときはよろしくお願ひしたい。

(報告事項イは了承された)

ウ 行事予定（平成28年5月18日～平成28年6月30日）

下平委員長

次に、報告事項のウ「行事予定について」、記載の行事予定について特に伝えたい行事などがあればお願ひしたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

本日から6月30日までの行事予定については、議案集の10ページから14ページまで記載のとおりである。そのうちご説明をさせていただきたいのは、10ページの上から2段目、3段目の放課後子ども教室である。平成28年度の放課後子ども教室を今年も稲村ヶ崎小学校と今泉小学校で6月からスタートをする。地域の皆様のご協力をいただきながら、稲村ヶ崎小学校では年間56日、今泉小学校では年間42日を予定している。

続いて、14ページの上から2番目の鎌倉アカデミアである。6月4日10時から材木座の光明寺にて、鎌倉アカデミア70周年記念祭を開催する。

昭和21年5月に鎌倉アカデミアは開校したが、たった4年半で閉校した。しかしながら、鎌倉アカデミアからは、映画監督の鈴木清順さん、作家の山口瞳さん、音楽家のいずみたくさんなど、多彩な人材を輩出した。当日はゆかりの方々の講演、人形劇団ひとみ座の講演、当時の資料展示などを行う。終戦直後に花開いた学びの場に関し、今日的な価値を感じていただければと思っている。

質問・意見

山田委員

一つ、保護者の視点での意見として、成人セミナーで、薬の話、ジェネリック薬がどうかというお話をしていただくが、私もこれが始まって、薬局で子どもの薬をいただくときにどうするかと聞かれて判断ができずにいたとき、やめておいたという記憶がある。小さいお子さんは、耳鼻科でアレルギーのお薬をいただく機会もあるので、もちろん保護者の方が行かれるのだろうが、もう少し周知したら聞いてみたいという方がいると思う。

(報告事項ウは了承された)

2 請願第1号 「特別の教科 道徳」についての請願

下平委員長

次に、日程の2、請願第1号「『特別の教科 道徳』についての請願」を議題とする。

特別の教科、道徳について請願書に意見陳述の希望が付記されている。このため、請願書による意見陳述の後、担当課から説明をしてもらい、それから質疑応答や各委員のご意見を伺った上で採決したいと思う。

それでは、請願内容の説明について5分以内でお願いしたい。

請願人

請願の要旨の具体的な項目としては、3項目ある。それぞれの項目について、補足の説明をさせていただきたい。

最初に、教科化を先行実施していただきたいということであるが、これについては平成27年3月に学習指導要領が改正された。しかし、実際の施行期日が、小学校は平成30年4月、中学校は31年4月となっており、非常に移行期間が長くなっている。これは、検定教科書を使うために、その準備期間が必要ということである。しかし、同時に、文科省が通知を出したときに、先行して実施することができる。それは全部あるいは一部について、先行して実施することができるということで告示が出ている。それは今回の請願書に参考として添付させていただいている。3種類の通知が出ている。

私どもとしても、せっかく学習指導要領が改正されながら、実際の施行期間までの期間が、例えばいかななものかと。それに教科書がないといっても、後で申し上げるように、文科省の『私たちの道徳』というものもあるし、その他のことについては、十分実

施可能ではないかと思っている。

もともとこの道徳の教科化は、平成23年の大津市におけるいじめ自殺問題に端を発しており、それによっていじめを防止する法律の整備、そのときに合わせて、道徳の教科化の方針が出され、その後、道徳の充実を求める懇談会、それから中教審を経て、教科化をされたという経過がある。

もちろん道徳が万能とは思わないが、心身ともにバランスのとれた人材を育成するという意味から非常に重要だと思っており、できるだけ可能な範囲で、先行していただければありがたいというのが1点目である。

2点目は教科書について、『私たちの道徳』、これは文科省の学習指導要領が、例えば自分自身に関することとか、人とのかかわりに関することという4つの分野、その中をさらに細かく、例えば正直、誠実とか、親切、思いやりとか、これは小学校1・2年で19項目、小学校3・4年で20項目、小学校5・6年、中学校で22項目ある。『私たちの道徳』を見ると、その中身が、若干順番が違うことはあるが、ほぼそれに合っていて、齟齬がないのではないかと思っており、これは全ての児童生徒に配布されているので、これを主たる教材として活用していただければと思っている。

3番目は、この『私たちの道徳』は、学校だけでなく、家庭あるいは地域でも活用するということが前提になっている。文科省からぜひ家庭に持ち帰らせてほしいという通知が何回かにわたって出ており、今回参考でつけさせていただいたのは、通知と事務連絡である。ただ、私ども、家庭あるいは地域から出ると、突然生徒がそれを持ち帰ってきて、どのように活用してよいのかということが分からなければ役に立たないのではないかと思っている。

したがって、あらかじめ児童生徒が持ち帰るということ、その趣旨とか活用の方法について、ぜひ保護者あるいは地域の方にあらかじめ説明をいただきたい。『私たちの道徳』の活用のための指導書というものがあるが、これを見ていたら、例えば学級通信等で活用方法を伝える、あるいは保護者会などで活用方法を説明するということをしてほしいと書かれていて、ぜひそのことで、家庭、それから地域を含めて、道徳教育が充実できるようにぜひお願いをしたい。

この3番目は、教科化の先行実施いかんに関わらず、今でも必要ではないかと思っており、そういうことでご判断いただければありがたいと思う。

下平委員長

それでは、請願人には傍聴席にお戻りいただき、続いて、担当課から説明をお願いします。

教育指導課長

請願第1号について、担当課としての考えを述べさせていただきたいと思う。

現在、各学校において、現行の学習指導要領に基づき、道徳教育の全体計画及び学年ごとの道徳の時間の年間指導計画を作成し、子どもの発達の段階に応じ、指導法を工夫しながら道徳の時間に取り組んでいるところである。

道徳教育は、人格の全体に係る道徳性の育成を目指す大切なものであり、学校の教育

活動全体を通じて、各教科との関連を図りながら指導を行うことが大切だと考えている。

教育指導課としては、道徳の教科化における内容等の取り扱い及び指導計画の作成について、教員への研修や情報の提供を行い、全面実施を受けての準備に現在取り組んでいるところである。

現在、文部科学省において、道徳の方向性については示されているが、学習の成果を示す評価のあり方についての検討が行われている最中であり、その部分については、現在も詳細が未定となっている部分である。

現段階では先行実施をしていないが、学校によっては、その一部の先行実施で、一部を取り入れながら研究を進めている学校もあると聞いている。今後、文部科学省の動向や今後の状況を見守りながら判断していきたいと考えている。

また、今後、学校だよりや懇談会等で、道徳の時間について保護者に学校の取り組みを知らせる、または家庭とともに児童生徒の豊かな心を育めるよう努めていくようにとすることで、改めて学校へ伝えてまいりたいと考えている。

なお、学校では学校だより等で道徳の取り組みを既に、一部ではあるが伝えてしていると聞いている。

また、鎌倉市教育センターでは、教育課程研究会で、平成28年度から、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための特別の教科、道徳の指導法についての研究会を立ち上げ、道徳の教科化に向けて最新の情報を収集するとともに、問題解決的な学習、体験的な活動など、多様な指導法についての研究を行い、成果を学校へ発信していく。

なお、テキストの部分については、鎌倉市の教育センターでは、地域の題材を取り入れた道徳資料、『かまくらのはなし』『続かまくらのはなし』を刊行しており、各学校では『私たちの道徳』とともに、これらの資料を用いて道徳の授業を行っているとしている。

質問・意見

下平委員長

私どもはかねてより学校見学などで伺っているが、授業の中で、今度改めて特別な教科として取り入れられ、授業の中で道徳を取り上げているものを見学した経験もあるし、また、研究会や研修会等でも、先生方が研究していらっしゃる場面を目の当たりにして、ご意見を述べさせていただいている。鎌倉市はかねてよりそのあたりに関しては重視しているのではないかと感想を持っているが、いかがか。

齋藤委員

1点、道徳の時間が教科が変わって道徳科になると何が変わっていくのか、もう少し具体的にご説明をいただければありがたいと思う。

教育指導課長

今回の改正の変更のポイントになるかなと思うが、5点ある。

1点目は、道徳教育の目標の明確化、そして理解しやすいものに改善されているとい

うところで、特に、目標については、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることを通じて、よりよく生きていくための資質、能力を培うといった目標が明確化されたということが一つ挙げられる。

そして、2点目として、教科化として位置づけされており、検定の教科書がこれから導入されるということになる。そして、教科書が導入され、教科化ということであるので、この指導については、現在のところ学級担任が担当する。

ただ、この3点目、教科化ということになると、他の教科については数値で評価というものを子どもたちに返している。ところが、この道徳の授業においては、数値化は余りなじまないであろう、適さないであろうということも示されており、現在、大きくくりな表現の中で、子どもたちを個人内評価として高めていく、学習意欲を高めていかれる表現で評価をしていこうという部分が、現在のところ研究されているところである。ここが一番、現在先行実施を行う上でネックになってくる場所かと思っているところである。

4点目、内容が発達の段階を踏まえた体系的なものに直されているということで、先ほどご依頼者様からのご指摘があったように、幾つか項目が増やされたり、また、中学校では統合されて若干少なくなってきたり、内容項目も端的に示されていたりしているという部分が特徴的だと思う。なお、中身についても、情報モラルや生命、倫理などの現代的な課題の取り扱いが充実されているというところも特徴として挙げられる。中でも現在の喫緊の課題となっているいじめの問題の取り組みなど、その時間でなければ解決できないものも積極的に取り入れて、子どもたちに考えさせていくという道徳が必要であろうということが入ってきている。

5点目に、ただいまの話と重なるが、考える道徳、議論する道徳ということ踏まえて、討論とか対話の時間を重視した言語活動の授業を行っていくことが大切であると示されているというところがポイントとなってくると思っている。

特に、現在の学校の中では、内容の取り組みのところについてはかなり取り組んでいる。考える道徳、議論する道徳については、積極的に取り組んでいるというところは学校現場から報告を受けているところである。

下平委員長

確かに教科化となると、評価のことをおっしゃっていたが、また難しい問題もあり、準備にも時間がかかるし、担任の先生が教えるに当たっても共通の認識というか、そのあたり、関わらなければいけないというのは確かにあると思う。

山田委員

考えたり議論したりすることが活発に行われているというご説明があり、まさにそこは、この道徳の教科の強みなのではないかと思う。実情というのは全国一律でなくて、各地域、あるいは学校やクラスや個人によって違うので、みんな同じことをするというものでなくてよいのかと思う部分もある。せつかくだから、このような一つの現状に対して何ができるかということをもみんなで考えるというのは、ぜひこれからも続けていただきたいと思います。

一方で、先ほどの『私たちの道徳』という教科書があったり、鎌倉は独自の『かまくらのはなし』という、よい教材があったりする。このあたりは授業でどのように活用されているのか、もう少し教えていただきたい。

教育指導課長

具体的には、『私たちの道徳』を用いて、内容項目に沿って、児童・生徒に考えさせて、意見を述べる、考えを書くということはどこも取り組んでいるところであるが、特にロールプレイや役割演技を取り入れた活動をしながらかんじているという部分や、または読み物教材で、行動について支持をする立場、反対する立場に分かれて意見交換をして議論を深めていくという取り組みをしていると聞いているところである。

また、『私たちの道徳』の活用だけではなくて、特に先行の中にあつた現代的課題の扱いというものも充実させていくということも一つあるので、その『私たちの道徳』の延長の中に、新聞記事とか、または読み物教材の中でもサブ的に使用して、その内容を膨らませて指導に努めていると聞いている。

下平委員長

『私たちの道徳』の前に文科省が出していた『心のノート』は、私の息子が学校に通っていたころ、息子も喜んで読んでいたし、持ち帰ってきて親子で読んだという覚えがある。非常によく考えられた、よい内容だと感じていたし、今も大事にとってある。

朝比奈委員

その教材、先ほども改めて拝見したが、とってもよいお話がまとまって書かれている。私のようなお寺の和尚さんがお話をすべきこともあるなど、我々も役割があるのではないかと思う。

そのような点で、学校で教科として先生が教える、あるいは暗記をしていただくとか、そういう科目ではないわけだから、いろいろな議論を深めていくとか、お話を深めていくことがものすごく大切なことだと思う。

恐らく今の学校の授業の時間数の中では足りない部分がとても心配されるわけであるが、そのような中であつて、児童生徒が家庭にこの教材を持って帰って、置きっ放しにしないで、家庭の中で、このようなことを申し上げると失礼かもしれないが、私の世代より今の親御さんは若い世代でいらっしゃるわけだから、私たちが自覚している常識とは違ったところに感覚があることが問題になることは少なからずあると思う。そのような若い親御さんに対しても、改めて昔の方々のよいお話であるとか、そのようなものを味わっていただいて、児童生徒の皆さんと、お父さん、お母さんと、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、家庭の中でいろいろと話を深めていただく機会は必要だと思う。場合によっては、長期の夏休みなどで、近所の人たちともお話をする機会があれば、お寺へ行って和尚さんにお話を聞いてもらってもよいと思うし、学校の中だけに絞られないことを展開するということもあり得る。

教育指導課長

今ご指摘のように、それぞれの家庭の中では価値観が多様化し、いろいろあると思う。特に、道徳はデリケートな部分でもあり、学校としては、保護者の方に日ごろご協力いただいている。今後、道徳の部分でご協力いただく部分については、例えば先ほどもご紹介いたした学校日より、学級通信等のお知らせを通じて、丁寧にその趣旨を説明していく必要があると思う。

また、鎌倉の学校は、地域の方々から支えられており、学校としても、地域の方々をお招きしてお話を伺うときには、必ずそういった狙いや目的、今までの学習の経過などをきちんと説明した上で、そのお話を伺っていると思う。しかし、まだ十分ではないところもあるかと思うので、委員ご指摘のように、今後はその部分を保護者、または地域の方々のご協力を仰ぐときにもきちんと説明をして、進めていくように伝えてまいりたいと考えている。

下平委員長

私の息子のときは持ち帰っていたが、今も持ち帰っているということでしょうか。

教育指導課長

使い方によって、毎日持って帰る学校と、しばらく学校に置いてという学校とあるが、必ず持ち帰るようにということで行っている。

下平委員長

これは改めて教科書採択が必要なわけであるが、それをもとに家庭とか地域の共有というのは時代的にも大事なこともかもしれない。

山田委員

ただいまの家庭との連携に付随して、この教科書もいろいろ見せていただくと、非常に書き込んであり、自分に対する問いかけがたくさんある。これに沿って答えていくと、自分の考えているものがクリアになっていくというか、はっきりと見えてきて、そして議論の際に自分の意見を発する際に、論理的に発表できる内容になっていると思う。これを使うことは本当によいことだと思っている。

また、先ほど朝比奈委員がおっしゃったように、『かまくらのはなし』もとても味わい深いものだと思うので、このようなものは道徳の教科書の魅力だと思う。

あと、実際に家庭や地域とどう連携していくか。保護者の立場であると、学校から帰ると宿題をやって、食べさせて、寝かせて、本当に追われている状況で、子どもの道徳の教科書を見て議論をする時間がないのが情けないが、そのような状況もあるので、確かにおっしゃったように、夏休みなど長期の時間にそのようなものを使っていくことはとてもよいし、あとは、例えば特に地域の方々でお子さんがいなければ、子どもは最近こうだと思えることはあっても、その意見を言えない、言う機会がない。保護者や地域の方から、年に一回でもアンケートか何かをとって、そこで出てきたものについて子どもたちが学校で議論して、私たちはこんなふうに見られているけど、もう少しこういうふうにしたほうがよいとか、こんなふうにするともう少しコミュニケーションをとれるか

なとか、お母さんたちはこんなことを心配しているみたいだけど、別にそれほど心配しなくてよいのになというところもあるかもしれないという形で、先ほどの保護者の不安がいろいろあるということとも関連して、少し相互の意見を交わせる機会をつくってみてもよいのかなと思う。

下平委員長

文科省からも地域と一体化して、連携した教育ということがずっと話し合われているし、これからはそのようなことも重要になるし、いろいろなチャンスに広げて、共有できるとよい。

安良岡教育長

現状、学校の道德教育の取り組みとして、各学校では、学習指導要領に示されている道德教育の目標を踏まえて、学校全体の教育活動で取り組むべき道德教育の全体計画を決めている中で、今度は学年ごとに道德の年間の授業計画を作成して、それぞれの学年で発達段階に応じた学年の取り組みを、皆さんで考えながら取り組んでいるところである。今回改正の趣旨を踏まえて、できるところは各学校でそれを取り入れながら取り組んでいる現状もあるかと思う。

今回教科化という中で、特に道德教育で目指しているところは、子どもたち一人ひとりがいろいろな事象に遭遇する中で、その状況を自分自身が深く見つめて、そして自分はどうすべきか、そして自分に何ができるのかというのを判断して、また、そのことを実行できる手だてを考え、取り組めるようにしていくということが大切だなということで、学校もそのことができる子どもたちの道德の授業というものに取り組んでいると思う。

したがって、自分だけがよいということではなく、お互いに認め合いながら、みんなで力を合わせて、よりよい学級にするにはどうしたらよいか、よりよい学年あるいは自分たちの学校がよりよくなっていくためにはどうしたらよいかということを中心に、道德の中で取り組んでいくということであるため、今、教科化で、国からもう一歩先の内容が示されていないので、今後は国の動きを見ながら、鎌倉市としてもその対応を図っていくべきかなと考えているところである。

下平委員長

過去、そして現行も、教科化という形ではないにしても、鎌倉市は各学校ともそれなりに取り組んでくださっていると思う。

先ほど課長の説明にもあったとおり、今後の教科化に向けて、教育研究会などを立ち上げてくださっているということだが、具体的な取組はあるか。

教育センター所長

教育課程研究会の中で、28年度に特別の教科 道德が教科化されるということに向け、先ほど課長からもあったように、児童生徒が自分自身の問題として捉えて、それと向き合っていく、考えるということ、それから議論する、道德への転換ということが、それ

を踏まえて、問題解決的な学習や体験的な活動など、多様で効果的な道徳教育の指導方法について研究するというので、小学校の教諭3名、中学校の教諭3名、計6名で、今年度のテーマが、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための特別の教科、道徳の指導法について」本年度立ち上げたところなので、さまざまな資料を収集して、特別な教科 道徳に対する理解を深めていって、多様で効果的な指導法について研究をしていく。実際に実践授業も行い、それを通して指導法の検証を行っていく。28年度、29年度、2年間で一つの研究成果をまとめて、各学校にまた発信していくという形をとりたいと考えている。

下平委員長

30年度の教科化にしっかりと間に合わせていただけるのか。

教育指導課長

『私たちの道徳』の中に家庭と地域の部分について、家庭と地域の方に書き込んでいただく欄もあるので、その部分を活用している。具体的に、例えば参観日などに、道徳の授業で使った場合に、地域の方々からご意見をいただく場所もあるので、そういった意味では、保護者の方だけではなくて、地域の方々にもご協力いただく場面があるのかなと思っている。

また学校公開があるので、地域の方、例えばお子様がいらっしゃらない方でも、学校教育に関心のある方については学校公開のときに来ていただいて、そこでアンケートをいただいているので、そのアンケートをもとにして、回答する必要がある場合は個人的にご回答したり、または全体に係ることであれば、学校日より等で回答するとしているところである。

また、所長からは研究会の話があったが、学校の研究として、今年度、富士塚小学校では、文部科学省の委託研究を受け、道徳教育の抜本的改善、充実に係る支援事業ということで、今年1年間、富士塚小学校が研究を進め、11月に発表を行う。もう一つは、中学校は、これは関東ブロックの道徳教育研究大会というのがあり、それも11月に研究発表会がある。これについては大船中学校が発表するというので、両方とも、鎌倉市も道徳部会に、それぞれの部会が協力しながら研究を深めて、いろいろ先生方に研究の成果を学んでいただく、広めていくというところに努めているところである。

下平委員長

今の説明にあったように、今年度中にさまざまな県や全国の研究大会等も予定されており、その中で積極的に鎌倉市の先生方も研究の成果を発表してくださる場があるということで、より深まりそうだと思う。

今いただいた請願の第1番目に関しては、改めて先行実施と申し上げなくても、継続的にしているし、また、『私たちの道徳』を効果的に活用し、なおかつ、さらに鎌倉市特有のこの『かまくらのはなし』なども使いながら、道徳教育に関しては行っているということと、実施のために、研究会を立ち上げ、特別な教科として実施するに当たっては、評価のことや、統一を図ることについては多少時間が必要である。慎重に準備を進

め、研究を進めてくださっているということも理解できた。

現在、家庭に持ち帰ることができるように、また、持ち帰るように勧めてもくださっているし、先ほどもお話があったように、今後の社会状況とか文科省の考え方などを考えると、地域との連携とか家庭との連携とか、一層社会的に求められることになると思う。このあたりに関しても、合わせて今後も教育委員会でも話し合いもしたいと思っている。

(採決の結果、請願は、不採択とされた)

3 議案第7号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

下平委員長

次に日程の3、議案第7号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第7号、「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集は27ページから31ページ、規程の改正の内容は、鎌倉市事務決裁規程が、平成26年4月1日及び平成28年4月1日付で改正された。その改正された内容に整合させるため、鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものである。

議案集29ページの新旧対照表をご参照いただきたい。今回の改正は、教育長決裁となる重要な事案について、教育長が不在のときに所管の部長等が代決できる内容について明確にしようとするものである。改正箇所は、アンダーラインで表示してある。

第3条1項に、「その処理についてあらかじめ教育長の指示を受けた事項に限り」を追加する。

第3条第2項中の「教育長、部長等ともに不在のときで、急施を要する事項は」とあるものを、「ただし、その処理についてあらかじめ部長等の指示を受けた事項については」という表現に、また、「所管の課長等が代決する」とあるものを、「代決することができる」に。「所管の次長等が代決する」とあるものを、「代決するものとする」に改める。

また、第3条の第5項として、「第2項の規定は、特に急を要する事項又はその処理についてあらかじめ当該事務の決裁責任者の指示を受けた事項に限り適用するものとする」を追加する。

なお、第7条は、「鎌倉市事務決裁規程」の第4条が削除されたことに伴い、現行条文中の「第4条」を削除するものである。

続いて、30ページをご覧いただきたい。鎌倉市教育委員会事務決裁規程の別表第1の改正については、行政処分に係る「行政文書の公開及び個人情報の開示等」について、専決区分と専決事項を明確にするため改めるものである。

別表第1、(1)庶務関係の「行政処分、行政文書の公開及び個人情報の開示等」の専決事項については、31ページの表のとおり、「行政文書の公開」と「個人情報の開示等」に分割し、下線部分の記載のとおり改めようとするものである。

この規程は、庁達の日から施行する。

質問・意見

山田委員

「あらかじめ指示を受けた事項に限り」と出ているが、急であらかじめ受けていないことはどうするのか。5番でも「あらかじめ」と書いてあるが。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今までの規程の中では、そうしたあらかじめ想像できなかった急な場合には、教育長にかわっては部長、部長にかわっては次長が代決できるという規程だった。それでは代決する範囲が不明確であろうと、何でもそのようなことができるということにもなりかねないので、この部分については代決ができるということをあらかじめ定めておきましょうということである。定めておかない部分については代決ができないので、所定の手続をとるまで、そこの部分は決定をしないと、そういう形で対応していくということになる。

山田委員

そうすると、かなり細かくこの部分は誰が代決と決めるということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

代決は通常、教育長であれば担当の部長、部長の代決については担当する次長、決裁権者、下の者が代決をするという規程になっており、ただ、代決ができる事項について、あらかじめ細かく定めていると。

山田委員

それはこれから決めるということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

これから明確にしていくということである。

下平委員長

いくつかの変化で、何か大きく変わることはあるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

大きく変わるのは、あらかじめこの事項については代決ができる、これについては代決できないというのが、誰が見ても分かるようになった。

下平委員長

別表の第1と、改正後の行政文書の公開に関して、さっき二つに分けたというご説明があった。ここは何か大きく変わることはあるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

大きなものは、行政文書の公開の部分であるが、従来この部長決裁とするものは重要なもの、次長決裁、課長決裁については重要でないものとか、定例、簡易なものという表現で工夫をしていた。その重要であるかないかの判断も、個々によって非常に判断しづらい部分があるので、今回は全部を公開する、決定以外のものは、つまり一部公開、一部は公開しないという決定をすることについては部長が決裁する。全部を公開することは公開請求の請求どおりの決定であるので問題ないだろうということで、課長の決裁で処理をしようということを確認にしたものである。

(採決の結果、議案第7号は、原案どおり可決された)

4 議案第8号 国指定史跡永福寺跡条例の一部改正の申し出について

下平委員長

次に日程の4、議案第8号「国指定史跡永福寺跡条例の一部改正の申し出について」を議題とする。

文化財課担当課長

議案第8号「国指定史跡永福寺跡条例の一部改正の申し出について」、議案集は32ページから39ページをご覧ください。

国指定史跡永福寺跡については、平成9年度に整備基本計画を策定し、復元整備事業に取り組んでおり、平成28年度にトイレの設置等を除き、事業が終了する予定である。平成28年4月から工事未施工範囲を除いて一般公開を始めたところであるが、復元整備事業の終了に伴い、平成29年度から指定管理者制度の導入を目指しており、導入に当たり必要な条項を追加する、条例の一部改正を行おうとするものである。

改正の内容は、第3条は、条項を新設し、指定管理者による管理の内容を定めている。

第4条は、休場日について、指定管理者が教育委員会の承認を得て設定することができる規定を追加している。

第5条は、開場時間について、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更することができる規定を追加している。

第14条は、条項を新設し、指定管理者の指定についての事項を定めている。

その他、条項の新設に伴う条番号の変更がある。

なお、施行期日、平成29年4月1日とし、指定管理者の指定に関しては、公布の日からとする。

質問・意見

山田委員

この条例の改正に関しては異議、意見はないが、先ほど委員長もおっしゃったように、私どもも現場を先月拝見し、とてもよい場所だと改めて確認した。

野草が生えていたり、自然も豊かで、とてもすばらしい場所で、ぜひこれは学校教育でも積極的に活用してほしいと話しており、メンテナンスが今後課題になってくると思うので、地域の幼少、小さい方とかも中高生も含めて、みんなが必ず手入れをするということも取り入れていったらよいと話していた。

あの場所がよい状態で保存され、お寺の跡ということから、そこに対する敬意もちゃんと表して、皆さんに利用していただくようにルール付けすることは、常駐の管理者もいないので課題だなと思う。そのための改正だけでは守られない部分もあるかもしれないので、引き続きそこは有効な利用を、私どもも協力できるところはして、考えていきたいと思った。

(採決の結果、議案第8号は、原案どおり可決された)

日程第5 議案第9号 教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境内）

下平委員長

次に日程の5、議案第9号「教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境内）」を議題とする。

文化財課担当課長

議案第9号、「教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境内）」の提案理由を説明する。

議案集の40ページから44ページをご参照いただきたい。国指定史跡「鶴岡八幡宮境内」は、「源頼義が京都石清水八幡宮から勧請したと伝えられる由比若宮を、源頼朝が現在地に移して営んだ神社であり、鎌倉の無計画な開発に対処して、八幡宮の由緒の保護を全うするため」として、昭和42年4月24日に国指定史跡に指定されている。

史跡指定面積は約19万3,345平方メートルである。史跡鶴岡八幡宮境内保存管理計画書の中で、将来の環境整備のため、二十五坊跡があった御谷地区の谷の平地部分である約3万1,107平方メートルを買収計画地と定めた。現在までに約2万8,929平方メートル、93%を買収してまいった。

また、買収計画地以外の御谷地区については、「所有者の買収要望に応ずる地域」としており、現在までに約6,295平方メートルを買収してまいった。

今回取得の申し出を行う土地は、買収計画地内に所在しており、史跡の保存を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。

該当する土地は、41ページの土地取得物件に記載のとおり、鎌倉市雪ノ下二丁目36番

2及び37番2の2筆を予定している。

取得に当たって、国庫補助金の補助率は80%、県費補助金の補助率は1%、市費の負担は19%となる予定である。

質問・意見

山田委員

現在畑として活用されているのかどうなのかわからないが、今後もそれは可能な土地なのか。それとも何か別の目的になるのか。

文化財課担当課長

現況、畑としては使われていない。今後は買収した後、草刈り等をして、きれいな状態で維持管理をしていく予定になっている。

下平委員長

今現在、これは個人の所有になっている。

文化財課担当課長

そのとおりである。

下平委員長

国庫補助金の補助率は80%が国で、県が1%で、19%が鎌倉という、想像を絶する金額だと感じる。

文化財課担当課長

県の補助金の補助率の10%というのが、だんだん減ってきており、県の財政の状況だと思うが、県の予算の範囲内という状況で、その結果の補助率になっていると聞いている。

(採決の結果、議案第9号は、原案どおり可決された)

6 議案第10号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

下平委員長

次に日程の6、議案第10号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」を議題とする。

文化財課担当課長

議案第10号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」、議案集の45ページから46ページをご参照いただきたい。鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化

財保護条例第6条の規定により、定数10名、任期2年と定められ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期は、平成28年5月31日をもって満了となる。

このたび、新しく委嘱を予定している委員の方々は、別紙委嘱予定者名簿のとおり大野敏氏他9名で、5名が再任、5名が新任である。

任期は平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間となる。

(採決の結果、議案第10号は、原案どおり可決された)

7 議案第11号 平成28年度 歴史まちづくり推進担当 工事年間計画について

下平委員長

次に日程の7、議案第11号「平成28年度 歴史まちづくり推進担当 工事年間計画について」を議題とする。

歴史まちづくり推進担当担当次長

議案第11号、平成28年度歴史まちづくり推進担当工事年間計画について、議案集47ページをご覧ください。本件は鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、見積価格が1件1,200万円を超える工事の計画の策定について、お諮りするものである。

議案集48ページ、平成28年度工事年間計画表をご覧ください。

(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況については、本委員会3月定例会において、平成29年4月の開館を目指して整備を進めていく旨を報告させていただいた。

「平成28年度工事年間計画表」のうち、平成27年度から平成28年度への繰越明許費を設定した「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター建築改修等工事他」については、バリアフリーや設備改修に係る建物改修工事、これに伴う工事監理業務委託、鎌倉の歴史等を紹介する展示製作業務委託を、平成27年度から引き続き実施していこうとするものである。

また、「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター導入路整備工事」については、平成28年度において、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターへの導入路を整備しようとするものである。

これらの整備を着実に進めるなど、今後も平成29年4月の開館に向けた準備作業に取り組んでまいりたいと考えている。

下平委員長

こちらも引き続き、大変な工事であるが、よろしく願いしたい。

(採決の結果、議案第11号は、原案どおり可決された)

下平委員長

以上で本日の日程は全て終了した。
では、これをもって5月定例会と閉会する。